

夜間・早朝利活用促進助成金交付要綱

4 公東観地事第 748 号
令和 4 年 7 月 14 日
5 公東観地事第 266 号
令和 5 年 5 月 1 日

(通 則)

第1条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）による夜間・早朝利活用促進助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この助成金は、夜間・早朝に行われるイベント等の実施や情報発信等を行う事業に対し、必要な助成金を交付することにより、国内外からの旅行者誘致の促進を図るとともに、日中の観光への集中を防ぎ、観光時間の分散化を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 「助成事業者」とは、この要綱の規定に基づき助成事業を行う、区市町村、観光協会、商工会等、エリアマネジメント、民間事業者及びその他の法人をいう。ただし、民間事業者及びその他の法人は、2者以上の複数の団体で共同実施するものを対象とする。
- 2 「区市町村」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する特別地方公共団体である特別区及び普通地方公共団体である都内の市町村をいう。
- 3 「観光協会」とは、地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とする区市町村との連携の下に設立された観光協会（連盟等）をいう。
- 4 「商工会等」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び商工会連合会並びに商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。なお、商店街及び商店街連合会は除く。
- 5 「エリアマネジメント」とは、次に掲げる事項を全て満たす団体をいう。
 - (1) 地区において、複数の企業・開発事業者などの民間等が組織する団体
 - (2) 地域の価値を維持・増進するための取組を主体的に行う団体
 - (3) 過年度において前号の活動の実績を有する団体
 - (4) 法人格を有する団体
- 6 「民間事業者」とは、法人格を有する事業者に限る。
- 7 「その他の法人」とは、夜間又は早朝観光の推進を行う公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人である団体をいう。
- 8 「助成事業」とは、助成事業者が行う別表1に掲げるものをいう。

(助成金の交付対象)

第4条 助成金は、助成事業者が別表1に掲げる事業を行うために必要な別表2に掲げる経費(以下「助成対象経費」という。)のうち、財団理事長(以下「理事長」という。)が特に必要かつ適當と認め、使途、単価、規模等の確認できるものについて、予算の範囲内において、助成事業者に交付するものとする。ただし、他の助成金(区市町村から使途を指定されていない助成金は除く。)をその一部財源とする事業を除く。

- 2 助成事業者が行う事業は、交付決定の日から財団が定める助成対象期間に実施した事業とする。
- 3 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるものは、助成事業者としない。

(助成金の額)

第5条 財団が助成事業者に交付する助成金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 別表1(対象事業)の(A)に記載する事業については、助成対象経費の2分の1以内の額(1千円未満の端数は切り捨て)又は助成限度額2千万円のいずれか低い金額とする。
ただし、地域の回遊性を向上させる取組を含む事業については助成対象経費の3分の2以内の額(1千円未満の端数は切り捨て)又は助成限度額2千万円のいずれか低い金額とする。
- (2) 別表1(対象事業)の(B)に記載する事業については、助成対象経費の2分の1以内の額(1千円未満の端数は切り捨て)又は助成限度額5百万円のいずれか低い金額とする。
ただし、地域の回遊性を向上させる取組を含む事業については助成対象経費の3分の2以内の額(1千円未満の端数は切り捨て)又は助成限度額5百万円のいずれか低い金額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、理事長が定める期日までに、別記第1号様式による助成金交付申請書及び別記第1号様式の2による暴力団及び暴力団員等に該当しないことなどの誓約書等に必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 理事長は、前条の助成金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは助成金の交付決定を行い、別記第2号様式による助成金交付決定通知書により助成事業者に通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を別記第2号様式の2により申請者に通知するものとする。

- 2 理事長は、前項の審査を行うため必要な事項を別に定める。
- 3 理事長は、第1項による交付決定に当たっては、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第8条 助成事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項に規定するほか、交付決定前に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 理事長は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 前項の規定による交付の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他助成金の交付決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- 3 理事長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。
- 4 第1項の規定による交付決定の取消しにより特別に必要になった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金を交付することができる。
 - (1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 助成事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 5 前項の助成金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る助成事業についての助成金に準ずる。

(助成事業の内容又は経費の配分の変更)

第10条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第3号様式による承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第2号に掲げる事項のうち軽微な変更については、報告に代えることができる。

- (1) 助成事業に要する経費の配分について20%を超えて変更しようとするとき。
 - (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 交付決定に当たって、理事長が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更するとき。
- 2 理事長は、前項による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて条件を付し、別記第4号様式により、助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

- 第11条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第5号様式による承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適當と認めるときは、これを承認し、別記第6号様式により助成事業者に通知を行うものとする。
 - 3 助成事業者は前項の規定により助成事業の廃止の承認を受けた場合、第17条に基づき、実績報告書を提出することとする。

(助成事業遅延等の報告)

第12条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記第7号様式による助成事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(日常生活に支障をきたす事態の発生による助成事業の中止又は廃止)

第13条 理事長は、感染症の拡大等、日常生活に大きな支障をきたすような事態の発生により、必要があると認めるときは、助成事業の中止又は廃止を命ずることができる。この場合において、理事長は必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

- 2 理事長は、前項の規定により助成事業の中止又は廃止を命ずるときは、理由を付して書面により通知するものとする。
- 3 助成事業者は、第1項の規定により助成事業の廃止を命じられた場合、第17条に基づき、実績報告書を提出することとする。

(遂行状況)

第14条 理事長は、助成事業の遂行状況について、助成事業者との連携を密にし、必要に応じて職員に現地調査を行わせるなど、事業の進捗の把握に努めるものとする。

(状況報告)

第15条 理事長は、助成事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて助成事業者に対し遂行状況に関する報告を求めることができる。

- 2 助成事業者は、前項の要求があった場合には、速やかに理事長に状況報告をしなければならない。

(遂行命令等)

第16条 理事長は、第14条の規定による現地調査及び前条の規定による報告等により、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って助成事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、助成事業者に対して当該助成事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第17条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、その日から30日を経過した日までに、必要な書類を添えて、速やかに別記第8号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

- 2 第11条第2項の規定により助成事業の廃止の承認を受けたとき、又は第13条第1項の規定により助成事業の廃止を命じられたときは前項の規定を準用する。

(助成金の額の確定)

第18条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記第9号様式により助成事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付すべき助成金の確定額は、第5条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。
- 3 交付額の確定にあたり、事業の実施に伴う収入があり、助成を受けることによって収益が生ずる場合は、助成金の額から収益相当額を控除する。

(是正のための措置)

第19条 前条第1項の規定による審査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

- 2 第17条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

(助成金の支払等)

第20条 理事長は、第18条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を支払うものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、別記第10号様式による助成金請求書を理事長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第21条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (3) 助成金の交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団又は暴力団員等（東京都暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等）に該当するに至ったとき。
- (4) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (5) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (6) その他、財団が助成事業として不適切と判断したとき。

(助成金の返還)

第22条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第23条 第21条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第22条の規定により助成金の返還を命じたときは、理事長は、助成事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を助成事業者に納付させなければならない。

- 2 助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第24条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第25条 第23条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(助成金の経理等)

第26条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

- 2 助成事業者は、助成事業の完了後、理事長が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(検査及び事業効果の報告)

第27条 助成事業者は、助成事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間において、理事長が財団職員をして助成事業の運営及び経理等の状況その他必要な事項について検査させた場合、又は助成事業の事業効果について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

第28条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

- 2 助成事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければなら

ない。

- 3 助成事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものを、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、別記第11号様式による取得財産等処分承認申請書を理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りではない。
- 4 理事長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第29条 非常災害等による被害を受け、助成事業の遂行が困難となった場合の助成事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

(その他)

第30条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月10日から施行する。

別表1（第3条第8号関係）

1 対象事業

- | |
|---|
| (A) 一定期間に実施する新たな夜間・早朝イベント等
※定期的に実施するイベント等（週1回以上のイベント等を1か月程度、月1回以上イベント等を3か月程度、四半期毎に1回のイベント等を1年間程度継続して実施、等）を対象とする。 |
| (B) 地域の夜間・早朝の観光振興に向けた取組
※イベント（1回のみの実施も対象）やPR活動等の取組を対象とする。 |

2 上記(A)又は(B)の事業の実施に当たっては、以下の条件を満たすこと。

- (1) 地域の特長を生かした取組であり、観光資源の創出や更なる集積につながるものであること。
- (2) 都内で実施するイベント等であること。
- (3) 夜間または早朝観光の振興につながるイベント等であること。
- (4) 原則、新たな事業であること。
従来、昼に定期的に実施していたイベントを、夜間や早朝にまで延長拡大する場合は、その延長に伴う部分（夜間・早朝観光の振興となる部分）が対象とする。
※従来実施をしていた時間帯のイベント等費用は助成対象外とする。
- (5) 多くの旅行者を集客すること。
そのために必要十分なPR活動等を行う計画を有すること。
- (6) 原則、日本人（都内在住勤者や訪都旅行者）、外国人旅行者の両方を対象とした内容とすること。またターゲット層等は、提案時に明確に示すこと。
- (7) 夜間イベント等は、日没後から20時以降も引き続き実施すること。
- (8) 早朝イベント等は、日の出前後以降から10時頃までに実施すること。
- (9) 実施場所については、屋外、屋内は問わない。ただし、不特定多数の人を開かれた場所であること。
- (10) 複数回実施するイベントは、原則として、メイン会場を同一の場所とすること。
- (11) 実施の際は、事前に地元地域との調整を行った上、実施時、近隣住民の迷惑にならないよう配慮をすること。
- (12) 助成金事業終了後も、当事業の成果を活かし、地域、エリアでの継続的な夜間・早朝観光の実施を行う具体的かつ実行性の高い計画を有していること。
- (13) 助成事業終了後、5年間は年間の実施状況報告を行えること。
- (14) 実施する地域の都内区市町村より推薦があること。

3 助成金の交付申請に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 事業実施に当たり、行政機関等の許可等が必要な場合は、当該許可が取れていること（又は取れる見込みであること。）。
- (2) 実施事業について、地元等との調整が取れていること（又は取れる見込みであること）。
※区市町村からの推薦書の提出が必要（区市町村が申請する場合は不要）
- (3) 複数者が連名で事業を実施する場合には、申請代表者を取り決めた上で、申請すること。
- (4) アンケート調査等により、集客目標の効果測定を実施すること（効果測定に係る経費は助成対象となります）。
- (5) 外国人旅行者に対応するため、外国人対応（チラシの作成、案内者の設置など）に努めること。
- (6) 他の特許、意匠等の知的財産権を侵害しないこと。
- (7) イベント実施に当たっては、SDGsを意識した取組を実施すること（プラスチックごみの削減やリサイクルしやすい素材を使うなど環境へ配慮した取組など）
- (8) 安全・防犯対策を行い、事故等のないよう管理を十分に行うこと。
- (9) 法律その他法令等に違反する内容を含む事業でないこと。
- (10) 助成金を得て実施する事業については、主催者は、当該申請団体であること。
- (11) 感染症の拡大等、日常生活に大きな支障をきたすような事態の発生により、東京都又は財団が事業内容の変更又は中止等を命じた場合は、それに従うこと。

別表2（第4条第1項関係）

助成対象経費（A）（B）共通

区分	摘要
会場・設営及び運営委託に要する経費	警備費用も含む。
機材・設備・備品の賃借料又は購入費	事業実施に直接必要なものに限る。
消耗品の購入費	事業実施に直接必要なものに限る。イベント以降に別の目的で使用できるものは対象外（例：電気製品等）。
出演料	
広報宣伝費	冊子作成、広報・P R
交通手段の確保に係る経費	イベント中の連絡バスの運行等（ただし、特定の場所の往復や決められたコースの周遊に限る。）（運送車両リース、運行委託料等）
その他経費	イベント実施にあたっての、参加者に対する賠償責任・傷害保険や効果測定等

※「他の経費」は事業実施に直接必要なものに限るものとし、審査の上、交付対象とする。

(参考) 助成対象外経費の例

区分	摘要
土地の取得、賃借、造成及び補償に係る経費	当該事業の実施に必要な土地の賃借を除く。
助成事業者の人件費	
飲食に係る経費	
地域通貨等発行に係る経費	宣伝・印刷費用を除く。
施設設備等の整備・維持管理に係る経費	建設費用・清掃等
動産の保険、イベント中止保険	イベント中止に伴い発生する出演料や会場のキャンセル料等
金券等購入費	
租税公課	消費税等
中古品の購入費	
車両・船舶・航空機等移動手段の購入に係る経費	軽車両（自転車等）は除く
その他事業に直接関係しない経費	儀礼的経費、振込手数料、使用実績のないもの等

※国、都、区市町村の補助金及び交付金、その他の補助制度の対象となった経費は、助成対象外とする。ただし、区市町村より交付される運営費等など、特定の事業に限定されていない補助金は除く。